

生駒市条例第 19 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 3 を削る。

附則第 3 条の 4（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 2 項」を「附則第 15 条第 3 9 項」に改め、同条を附則第 3 条の 3 とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 4 4 項の条例で定める割合）

第 3 条の 4 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
3 分の 1 とする。

附則第 9 条中「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項」を「第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された地方税

法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２号）による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第３６項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。